

## 株式会社西日本シティ銀行が実施する 有限会社東部産業に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社西日本シティ銀行が実施する有限会社東部産業に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見書

2029年9月29日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

有限会社東部産業に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社西日本シティ銀行

評価者：公益財団法人九州経済調査協会

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社西日本シティ銀行（「西日本シティ銀行」）が有限会社東部産業（「東部産業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、公益財団法人九州経済調査協会（「九州経済調査協会」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。西日本シティ銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、九州経済調査協会と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、西日本シティ銀行及び九州経済調査協会にそれを提示している。なお、西日本シティ銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

- ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
  - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. PIF 原則への適合に係る意見

---

### PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

---

西日本シティ銀行及び九州経済調査協会は、本ファイナンスを通じ、東部産業の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、東部産業がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

---

### PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

---

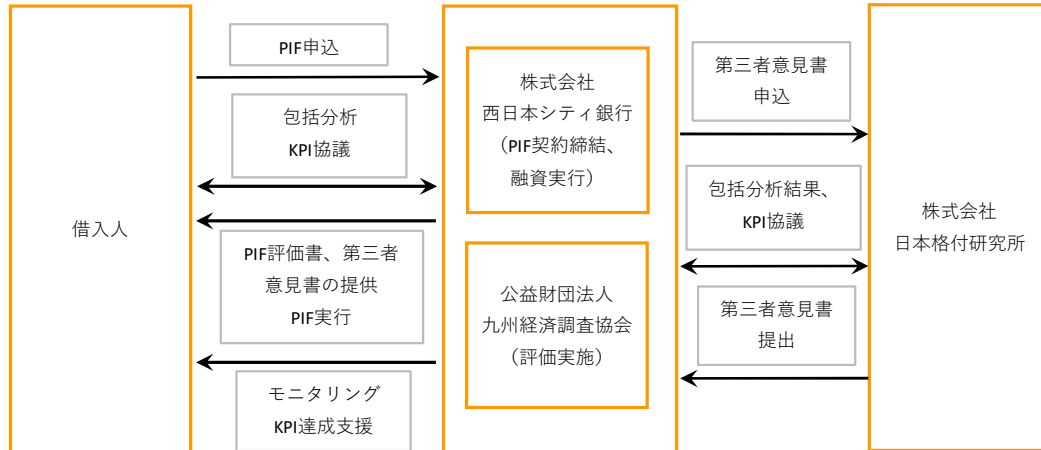
JCR は、西日本シティ銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

---

<sup>1</sup> 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 西日本シティ銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：西日本シティ銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、西日本シティ銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、西日本シティ銀行からの委託を受けて、九州経済調査協会が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

---

### PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

---

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て九州経済調査協会が作成した評価書を通して西日本シティ銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

---

### PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

---

本ファイナンスでは、九州経済調査協会が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である東部産業から貸付人である西日本シティ銀行及び評価者である九州経済調査協会に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置された



# JCR Sustainable PIF for SMEs

ポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

---

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

---

川越 広志

担当アナリスト

望月 幸美

---

望月 幸美





### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものも、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル



ポジティブ・インパクト・ファイナンス  
評価報告書  
(有限会社 東部産業)

2023年9月29日  
公益財団法人 九州経済調査協会

# 目次

<要約> .....	3
1. 業界動向 .....	8
2. サステナビリティ活動と KPI の設定 .....	12
2-1 社会面での活動と KPI .....	12
2-2 環境面での活動と KPI .....	15
2-3 社会・経済面での活動と KPI .....	19
3. 包括的分析 .....	21
3-1 UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた分析 .....	21
3-2 個別要因を加味したインパクト領域の特定 .....	21
3-3 特定されたインパクト領域とサステナビリティ活動の関連性 .....	22
3-4 インパクト領域の特定方法 .....	22
4. 地域経済に与える波及効果の測定 .....	23
5. マネジメント体制 .....	24
6. モニタリングの頻度と方法 .....	24

(公財)九州経済調査協会は、(株)西日本シティ銀行が、(有)東部産業(以下、東部産業)に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、東部産業の企業活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響およびネガティブな影響)を分析・評価した。

分析・評価に当たっては、(株)日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」および ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中小企業<sup>1</sup>に対するファイナンスに適用している。

## <要約>

福岡県うきは市に本社を置く東部産業は樽・桶の製造販売で1924年に創業し、1926年に業種転換し、製材業を営むようになった。同市や隣接する日田市から切り出される木材を中心に、九州各地の原木市場から丸太を仕入れ、製材し、木材製品にしたうえで、大手の木材商社や一部、ホームセンターへ販売している。創業来、外国産材は取り扱っておらず、長らく、周辺地域および九州一円の木材を扱い、製材品のサプライチェーンの一端を担ってきた。

同社は「山を守り、次世代に山を残す ただ伐採するだけが製材業ではありません」を企業理念の1つとして、周辺の森林資源と、それを管理する林業の継続性を超長期スパンで考えてサステナビリティ活動に取り組んでいる。

とくに同社の環境面の取り組みの1つに挙げている「次世代に山を残す」取り組みは、協力金負担という性格ではあるが、同社単独の取り組みでは地域の森林資源を次世代に残すことは難しいとの判断から、林業と地域の製材業界全体で「次世代に山を残す」ために、中心的な役割を果たしている面が高く評価しうる。また、住宅需要以外での製材くずの用途開発に積極的に関与しようという取り組みも、森林資源の価値を高め、「次世代に山を残す」ために、同社がこれまで行ってきた取り組みとまた異なるアプローチとして評価されるものである。

以上の取り組みの他にも、女性や外国人比率を引き上げていく取り組みのほか、コグニティブダイバーシティを意識した人材の登用を目指している点は、「雇用」と「包摂的で健全な経済」のポジティブ・インパクトを促進する取り組みとして評価できる。

その他、製材工程で発生する木くずを、自社の燃料用に使用するのみならず、加工した上で、畜産家や製紙工場へ販売していることや、前述の製材くずを利用してカー用品などの新事業開発を手掛けようという取り組みは、「資源効率・安全性」「廃棄物」「経済収束」のポジティブ・インパクトとして評価している。また、海外市場の開拓についても、新事業開発と併せ「経済収束」のポジティブ・インパクトと評価している。

一方、ネガティブ面においては、労災ゼロに向けた取り組みが「健康・衛生」、新型重機導入の取り組みが「大気」へのネガティブ・インパクトを抑制すると評価できる。併せて企業理念を具現化した取り組みである再造林(支援)から木質廃棄物リサイクルに至る循環型サプライチェーンの維持に関わる取り組みは、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」のネガティブ・インパクトを抑制する取り組みとして評価した。

これらの取り組みのうち、環境・社会・経済に対して一定の影響が想定され、東部産業の経営の持続可能性を高める9つの領域(「健康・衛生」、「教育」、「雇用」、「大気」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」、「包摂的で健全な経済」、「経済収束」)について、KPIが設定されている。

<sup>1</sup> IFC(国際金融公社)または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

今回実施予定の「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の概要

金額	125,000,000円
資金使途	運転資金
モニタリング期間	7年0カ月

企業概要

企業名	有限会社 東部産業
所在地	〒839-1333 福岡県うきは市吉井町富永1779-1
従業員数	53名（2023年9月現在）
資本金	1,000万円
業種	製材業及び木材平削り業 ※産業格付は国際標準産業分類(ISIC)による
事業内容	製材業
沿革	<p>1924年 久留米市内で樽、桶を製造・販売を開始</p> <p>1926年 久留米市東町にて『村田製材所』に社名変更とともに会社設立。樽屋から製材所へ転換</p> <p>1946年 久留米市善道寺町に会社住所移転</p> <p>1990年 現住所(うきは市吉井町)に移転 『有限会社 東部産業』に社名変更</p> <p>2009年 現社長 村田 充(4代目)就任</p>

## 事業概要




### 事業概況

#### 【事業の特長】

東部産業は1924年に創業し、当初、樽や桶の販売を行っていたが、1926年には製材業へ業種転換し、久留米市東町にて有限会社村田製材所として会社を設立した。その後、1946年に久留米市善道寺町に移転したのち、1990年、現在地のうきは市への移転を契機に、(有)東部産業と社名を改め現在に至る。

同社はうきは市や隣接する日田市から切り出される木材を中心に、九州一円の原木市場から丸太を仕入れ、製材し、木材製品にしたうえで、大手の木材商社や一部、ホームセンターへ販売している。創業来、外国産材は取り扱っておらず、ながらく、周辺地域および九州一円の木材を扱い、製材品のサプライチェーンの一端を担ってきた。

### ▼製材の工程

 <p>九州一円から 切り出した スギの丸太を集荷</p>	<p>当社では、九州一円からスギの丸太を当工場へ運びます。</p> <p>当社工場で製材作業から梱包・配送まで行い、その多くが皆さまの衣食住の住に欠かせない建築材になります。</p>
 <p>製材 加工 乾燥作業</p>	<p>当工場に集められた丸太は機械で皮をむきます。</p> <p>そこから別の機械を使い、規格別に製材していきます。</p> <p>最後に当社が誇る高い乾燥技術と14機の乾燥機を使い、木材を乾燥させます。</p>
 <p>仕上げ加工 選別を経て、 梱包し全国へ</p>	<p>仕上げにモルダー加工（鉋）を施します。 </p> <p>後に製品を選別し、丁寧に優しく梱包します。</p> <p>そして、当社所在地のうきは市吉井町から全国各地へ配送しております。（北海道、沖縄を除く）</p>

資料)東部産業HP

### 【経営理念】

東部産業の企業理念は大きく2つの柱からなる。

1つは社員に対してである。そして2つめは地域に対してであるが、2つの理念は、いずれも同社の事業継続性と持続的成長を担保するのに、重要な要素を含んだものとなっている。

理念の1つめには、「社員は家族 和を大切に 和気あいあい働くスタッフはみんな笑顔です」という表題となっている。社長自身の極めて柔らかな対応と社員と話す際に見られた社長と社員という関係とは思えないほど打ち解けた会話の端々からも、この理念が通底していることが伺えた。

詳細は後述するが、製材工場は危険と隣り合わせの現場である。実際に、同社でも労災事故が発生しているが、そうした現場であるかゆえに、「家族である」社員の安全と幸福度を第一に考えることが、会社の財産を守り、事業の継続性を担保するものだとして認識されていることが伺えた。

### ▼東部産業の理念①

社員は家族 和を大切に  
和気あいあい働くスタッフはみんな笑顔です



有限会社 東部産業は社員は家族であり、会社の財産と考えております。大きな木材を加工したり、機械を使って作業する工程では、もちろん危険を伴うこともありますので常に従業員同士で声を掛け合っております。そういった安全面への配慮を怠ることなく日々仕事を行っていますので、お客様へ高品質な商品をお届けできます。また会社内の風通しも良く、従業員一人一人へのフォローは欠かしません。同時に働く職場の環境を整え、社員の幸福度の追求も常に行っております。そうして、有限会社 東部産業はこれからも地域に根差し、歩んでまいります。

資料)東部産業HP



理念の2つめは、「山を守り、次世代に山を残す ただ伐採するだけが製材業ではありません」という表題となっている。実際に製材業、とくに同社のような地域の木材から材木を製作する事業は、周辺の森林資源が枯渇してしまえば、事業が継続できなくなってしまう。その意味で、同社の事業は周辺の森林資源と、それを管理する林業を含め、超長期スパンでその継続性を考えて取り組んでいかなければならない。この理念は、こうした同社の事業の性格が反映された内容になっている。

#### ▼東部産業の理念②

山を守り、  
次世代に山を残す  
ただ伐採するだけが製材業ではありません



製材業とは、単純に山から木材を切り出し、加工するだけの産業ではございません。スギの寿命は50年といわれています。実際には50年よりも生きますが、二酸化炭素を吸う力が無くなります。なので、私たち製材業は新しく木を植えつつ、木を間引き、山への光を入りやすくすることで山を育てるという恩返しを行っております。木が育つことで根が太くなり、土砂崩れなどの災害も未然に防ぐことが可能です。故に木を伐り出すことも自然環境を守ることとなって、次世代へ山を残すことに繋がります。

資料)東部産業HP

# 1. 業界動向

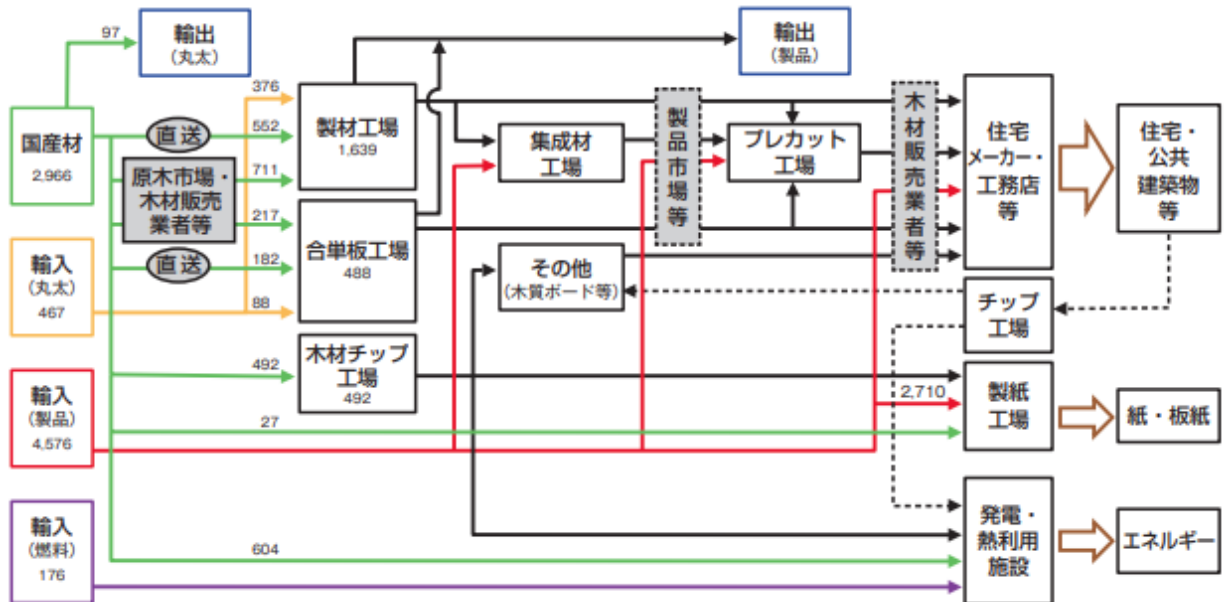
## 製材工場を中心とするサプライチェーン

本項では、東部産業が事業として取り組む製材業の業界動向をまとめる。最初に製材工場を中心とするサプライチェーンをみておきたい。

下図は木材加工・流通の概観であるが、製材工場は国産材を林業事業者や原木市場から、もしくは輸入丸太を直接仕入れて製材し、集成材やプレカット工場、もしくは木材販売業者へ販売する。最終消費者は住宅建設を担うメーカーや工務店である。なお、東部産業の場合は、原木市場から国産材を仕入れ、木材販売業者、プレカット工場へ販売するルートとは別に、ホームセンターへ卸す販売ルートも有している。

このように丸太から材木に至るサプライチェーンには多くの業種と業者が関わっているが、とくに、当該産業を特徴づけるのは、林業との産業連関が強い点にある。そして、その林業は山林という森林資源が事業成立の前提となるが、森林資源は管理がなければ再生可能な資源ではなくなる。その点において、森林資源の管理は、同社の持続可能性を規定する要素でもある。

▼木材加工・流通の概観



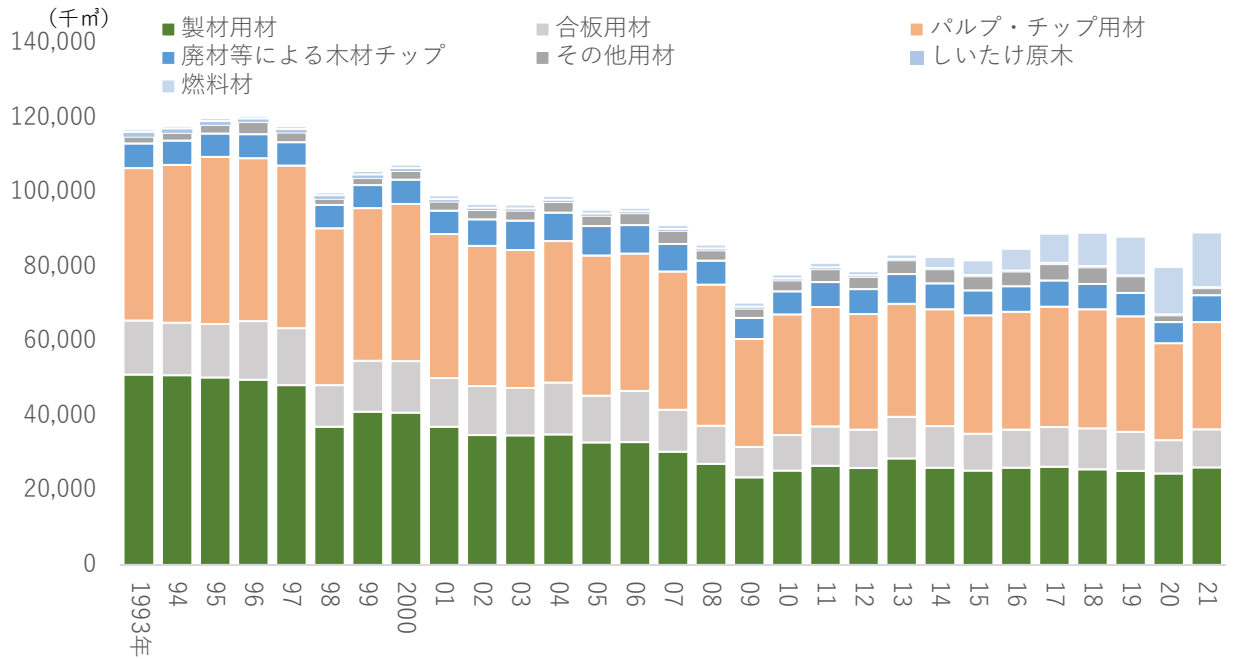
資料)林野庁資料

## 木材需要の動向

次に木材、とくに製材用材の需要量の長期推移をみると、2009年まで減少傾向が続き、その後も回復するまでに至らず停滞している状態となっている。なお、製材用材の需要は、ほぼ木造住宅需要に規定されるため、人口減に伴う住宅需要の長期縮小が遠因だと捉えられる。その点において、国内の住宅需要のみをみるかぎり、当該市場が急激に回復・拡大することは考えにくい。人口減という構造的要因として長期減少傾向にある中であって、製材業界は、いかに収益を維持し、付加価値を高めていくかという点に注力せざるを得ない状況だと言えよう。

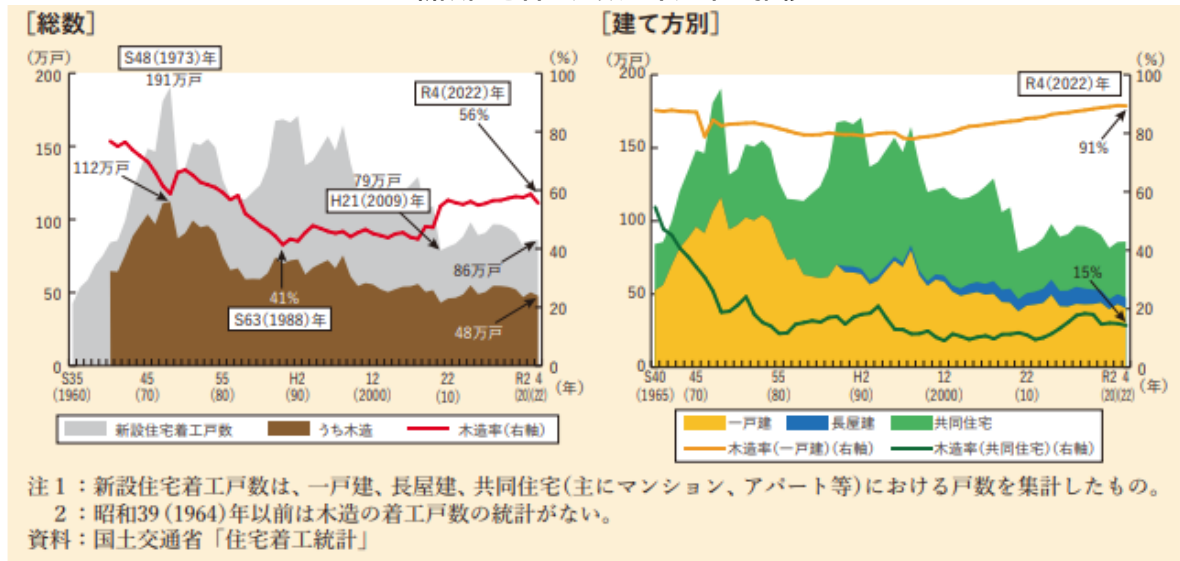
したがって、同社の事業のサステナビリティを高めるには、市場を拡大するために需要を掘り起こしていく商品開発を含め、国内以外で新しい市場を探索していくことが重要だと言える。

### ▼木材需要の推移



資料)農林水産省「木材需給表」より九経調作成

### ▼新設住宅着工戸数と木造率の推移



注1：新設住宅着工戸数は、一戸建、長屋建、共同住宅(主にマンション、アパート等)における戸数を集計したもの。

注2：昭和39(1964)年以前は木造の着工戸数の統計がない。

資料：国土交通省「住宅着工統計」

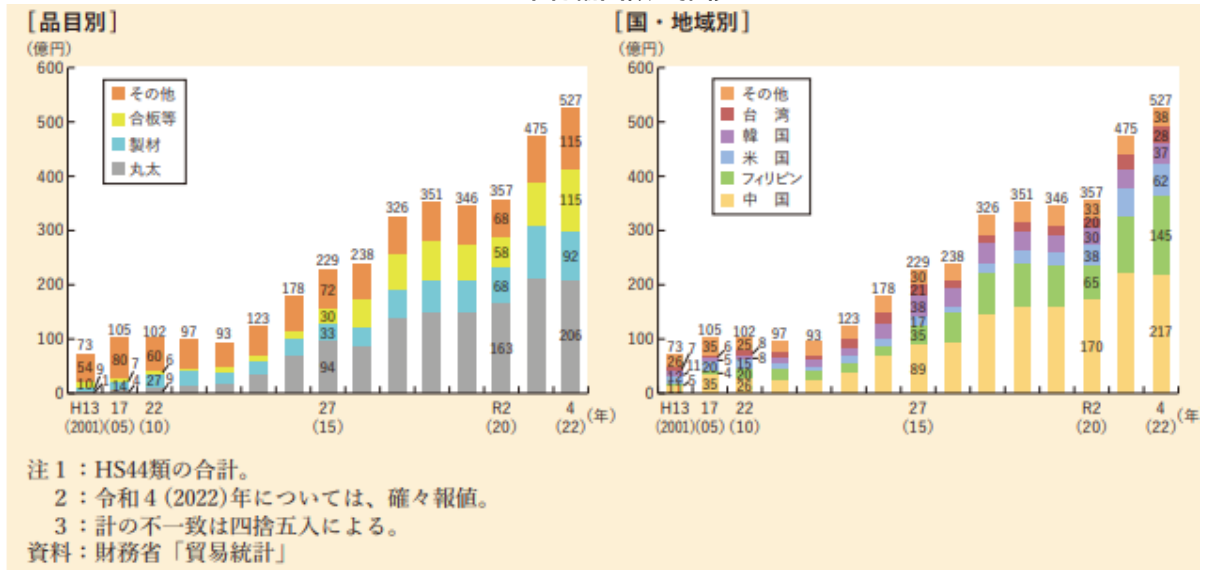
資料)林野庁「森林・林業白書」、国土交通省「住宅着工統計」

実際、中国等における木材需要の増加等を背景に増加傾向にある。

2022年の木材輸出量こそ前年を下回っているが、輸出額は、世界的に木材価格が高い水準で推移していたことや円安等の影響を受け、前年比11.0%増の527億円となっている。ただ、製材は輸出金額でも前年を下回っているものの、円安の効果もあり、2023年においては、米国向けを中心に、製材輸出額も再び増勢に転じる可能性が高い。

国内市場が成熟化する中で、製材業界においては、円安を契機に海外市場を開拓する好機が到来していると言える。

### ▼木材輸出額の推移



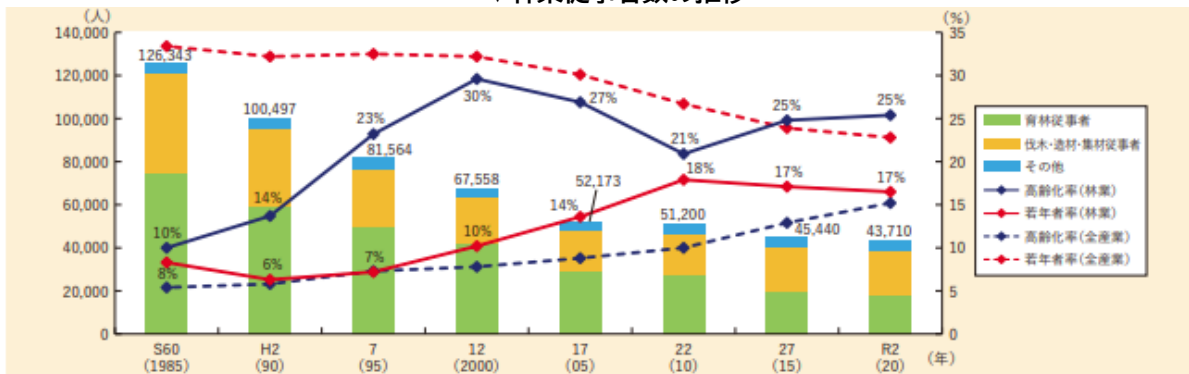
資料)林野庁「森林・林業白書」、財務省「貿易統計」

### 林業の担い手の減少と森林資源の持続性

当業界における長期的な観点でのリスクは、国内需要の減退・停滞はもちろん、林業の担い手の減少と森林資源の持続性にもある。

前述の通り、当該業界は集荷圏における森林資源に拠って立つが、林業の従事者は、国の支援もあり、近年、若者の参入が増えているとは言え、増加基調に転じるまでには至らず、高齢化も再び進んでいる状況にある。この林業就業者の減少は、資源としてはあるものの、放置されてしまう山林が拡大することに繋がる。ひいては、木材供給力の減退を意味する。

### ▼林業従事者数の推移

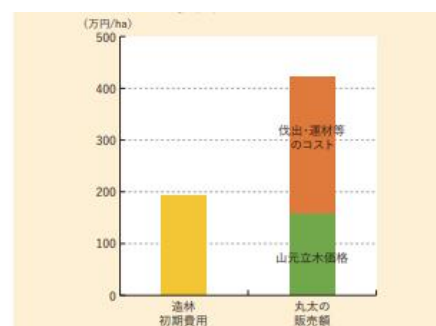


資料)林野庁「森林・林業白書」

また、集落に近く、傾斜も緩やかで、木を伐り出し搬出しやすく、かつ担い手の確保がなされている環境にある山林では伐採が進むが、主伐<sup>2</sup>されたのち、苗木を植える再生林<sup>3</sup>がなされなければ、森林資源は維持できない。しかし、その再生林のための植林や下刈りに要する初期費用は、林地に立っている樹木の価格(山元立木価格)を上回っており、森林所有者が再生林する経済的インセンティブに乏しい状態にある。

もちろん、このような森林資源を取り巻く環境は、同社の事業においても継続性を揺るがしかねない事態であり、同社のみならず、前述したサプライチェーンを形成している当事者全体で解決に取り組んでいかなければならない問題である。つまり、当業界における森林資源維持に向けた活動は、脱炭素への取り組み、地域貢献といったCSR的性格だけでなく、将来にわたる事業継続に資する投資だと捉えることもできる。

#### ▼現在の主伐と再生林の収支イメージ



注1：縦軸はスギ人工林(50年生)のha当たりの算出額。

2：造林初期費用は令和4(2022)年度標準単価より試算(スギ3,000本/ha植栽、下刈り5回)。

3：山元立木価格及び丸太価格は315㎡/haの素材出材量と仮定して試算。

資料：農林水産省「令和4年木材需給報告書」、一般財団法人日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」(令和4(2022)年)

資料)林野庁「森林・林業白書」

<sup>2</sup> 主伐とは木材の収穫(利用)のために行なう伐採のこと。なお、森林の保育のために行なう伐採は間伐という。主伐と間伐の使い分けは、目的の違いによる。

<sup>3</sup> 人工林を伐採した跡地に再び苗木を植えて人工林をつくること。



## 2. サステナビリティ活動とKPIの設定

### 2-1 社会面での活動とKPI

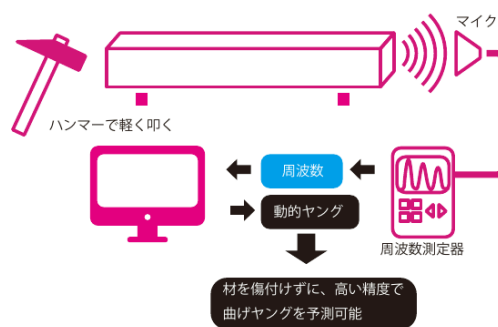
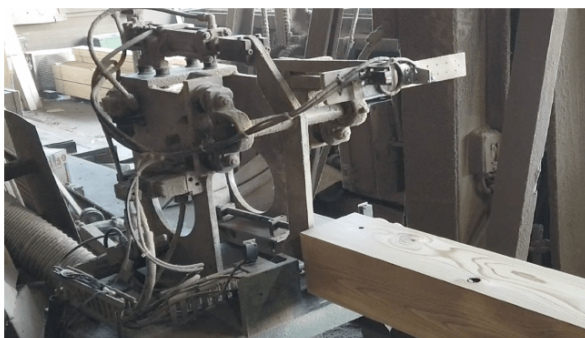
#### (1)住宅を支える高品質な木材の供給

前述のとおり、同社は住宅の56.9%<sup>4</sup>を占める木造建て住宅の構造材や羽柄材<sup>5</sup>など、住宅の強度を補っている材木を生産しているという点で、日本の住宅を支えている事業を行っている。

木材は調湿機能を有し、木造の住宅は日本の気候に合うと言われているが、こうした良質な木造住宅を安定的に供給し、「適正、安全かつ手頃な価格の住居」には、一定の品質が保証されている木材が不可欠である。

前述の通り、木材はJAS規格(日本農林規格)により品質が基準化されている。とくに同社の製材品の多くを占め、柱・梁・土台など、建物の構造を担う構造材は、節・丸身など木材の欠点を目視で等級区分する「目視等級区分構造用製材」と、木材のねばりやたわみにくさを示すヤング係数(E)や含水率を計測して区分する「機械等級区分構造用製材」がある。つまり、前者は節の有無と節の大きさによってその材料の強さを過去のデータに照らし合わせて推し量る基準であるのに対し、後者はグレーディングマシン(下図参照)で測定した強さを表す数値による基準であるため、節が多い少ないという見た目は問わない。したがって、目視等級区分によってふるい落とされた節の多い材も、強度さえ備わっていれば高い品質がある木材として有効活用できるというメリットがある。

#### ▼グレーディングマシンとヤング率測定法



資料)一般社団法人福岡県木材組合連合会

繰り返しになるが、この「機械等級区分」はグレーディングマシンで測定・実施することになるため、行える製材事業者も限られており、全国3,804カ所の製材工場のうち、製材等JAS認証を有するのは600工場、そのうち「機械等級区分構造用製材」の認証を持つ工場は100工場しかない。なお、福岡県では同社本社工場を含め、2工場のみとなっている。

#### ▼製材工場、JAS認定工場等

	工場数	時点	出所
製材業 工場数	3,804	2022年	農林水産省「木材統計」
製材等JAS認証工場数	507	2023年 4月28日時点	一般社団法人全国木材検査・研究協会 HP
うち機械等級区分構造用製材認証工場	100	//	//
うち福岡県	2	//	//

資料)出所欄参照

<sup>4</sup> 国土交通省「平成30年 住宅・土地統計調査」

<sup>5</sup> 木造住宅において構造材と言われる土台(ドダイ)・柱(ハシラ)・梁(ハリ)・桁(ゲタ)等の部材以外に使用する比較的断面の小さい部材。



## (2)労働災害ゼロに向けた取り組み

製材工場は多くの機械が配置され、重機が活躍する現場でもある。また、大量の木材が蔵置されていることから、労災保険率も高く、全産業の平均 0.45%に対し、木材・木製品製造業では 1.4%と算定されている。

なお、同社では労働災害発生件数は過去5年で3件で、2022年6月6日に、不審火により火災が発生した。幸い、付近の住宅への延焼はなく、けが人もいなかったが、倉庫1棟全焼のほか、他の倉庫や事務所、工場も一部消失し、大きな損害となった。最近の製材工場の火災では油圧ポンプからの引火が多々あるため、同社では、これを契機に防火への取り組みを強化し、物流倉庫へ水槽を設置したほか、2023年に、火災が発生した6月6日を当社で「防災訓練の日」と決め、来年度以降、毎年、全社的に防災訓練を行う予定である。また、荷の崩壊・倒壊による労働災害を防ぐため、労働安全衛生法により定められている袋や箱の荷を一定の方法で規則正しく積み上げたり(はい付け)、積み上げられた荷を移動するために崩したり(はいくずし)する作業の主任者資格(はい作業主任者)を有する社員を増やすため、受講料など経済的支援および、受講にかかる時間の業務扱いにするなど労務管理面で支援し、計画的にこれら主任者を養成していく予定である。

その他にも、外国人の技能実習生も従事しており、機械の扱いが難しい場面もあることから、外国人材が従事しはじめた当初から、ほとんどの機械や危険箇所には多言語表記で注意喚起している。

同社では、このような取り組みにより、今後、労働災害の発生をゼロにすることを目指している。

## (3)技能資格・免許取得勧奨の取り組み

同社ではその作業の特殊性から、多くの技能資格・免許を有する社員を抱えている。4工場で社員53名のうち、半数近い26名がフォークリフトの免許を所持している。その他、丸太の搬送などに使用するローダーと呼ばれる小型車両系建設機械の運転免許を2名が所持し、「ボイラー班」や乾燥機から木材を取り出す「釜出し班」に所属する社員には、玉掛け技能、危険物乙種4類、1, 2, 6類、小型移動式クレーン、1, 2級ボイラー技士、危険物取扱三種危険物乙種4類、ガス溶接など多くの技能資格を備えている者もいる。

同社の事業を行うためには、こうした社員の免許や技能資格、そして各種講習受講を勧奨していく必要がある。現在、こうした社員に対する各種免許や技能資格取得に要する費用は全額会社が負担しているが、同社の経営理念の下、社員各人が同社における将来的なキャリア形成を見通すことができ、安心して仕事ができるよう、そして、同社の事業継続をより安定的なものとするため、2023年度内には技能資格、免許所有者育成計画(人的資本増強)を作成する予定である。すでに、各社員が取得している免許や資格と、社員の年齢、家族構成などを把握・整理しており、計画策定のベースは整備されている状況にある。2024年度から計画的な資格・免許取得支援を実施し、事務職員や外国人の技能実習生を含め2030年度時点で、75%(現在49%)の社員が業務に関連する資格や免許を有する人員体制の実現を目指す。

## (4)雇用関連の取り組みについて


同社では、その業種特性上、重い荷物を運んだり、切削機械などもある危険な作業が一部あり、男性が中心の職場となっている。実際、女性は2名のみで、比率は4%弱にすぎない。もちろん、同社では「女性だから」採用を躊躇しているわけではなく、女性でも従事可能な職域を開発する必要があると認識している。


同社では今後、技能実習生中心となるが、「木材加工」が技能実習制度移行対象職種・作業に認められ次第、外国人技能実習生を増やし、実習生に対しても前述の資格・免許取得を勧奨していきたいと考えている。

また、新事業(詳細は後述)への取り組みと新しい部署(企画開発部)の創設に併せ、「製材関係とは違うキャリアを有する人材」を採用する意向を有している。こうした考え方は、現在、性別や国籍といったダイバーシティ(表層的ダイバーシティ)が推進されるなかで、新たに注目され始めている「コグニティブ(深層的)ダイバーシティ」に寄与するものと捉えられる。コグニティブダイバーシティとは、ものの見方や考え方などの多様性を指し、環境や経験による考え方の違いを認めることで、企業や組織の成長につながるとされている。実際、52名の社員のうち48名(92%)が、製造工程に携わる社員が占めていることから、種々の経営課題に対して、異なる視点や考え方が生まれにくくなるものと懸念される。そのため、同社では、現在の社員にはないネットワークやキャリア、事業への視点を有する人材登用により、組織を活性化させて今後の事業展開・成長の原動力にしていきたいとしている。

その他、雇用に関わる取り組みとしては、有給休暇の取得率をさらに高め、現在の制度の中で従業員の休日を最大限確保したい意向を持っている。

## 社会面のKPI

インパクトレーダーとの関連性	健康・衛生
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの抑制
テーマ	安全な職場づくり
取り組み内容	はい作業従事者安全衛生教育履修の支援 防災訓練の日の創設による防災訓練毎年実施
SDGs との関連性	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。 
KPI(指標と目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「はい作業主任者」を2030年度までに5名へ増やす。(2023年現在、社長含め2名)</li> <li>・労災事故件数ゼロを継続する。(実績:2018~2022年度の過去5年間で3件)</li> </ul>

インパクトレーダーとの関連性	教育
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	業務に不可欠な技能、資質等の養成
取り組み内容	計画的な免許・資格取得者の育成
SDGs との関連性	4.3 2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。 4.4 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 
KPI(指標と目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年度中に技能資格、免許所有者育成計画(人的資本増強)を作成する。</li> <li>・2024年度から計画的な資格・免許取得支援を実施する。</li> <li>・2030年度までに、75%の社員が業務に関連する免許・資格所持となる状態を目指す。</li> </ul>

## 2-2 環境面での活動とKPI

### (1) 工場廃材利用の取り組み

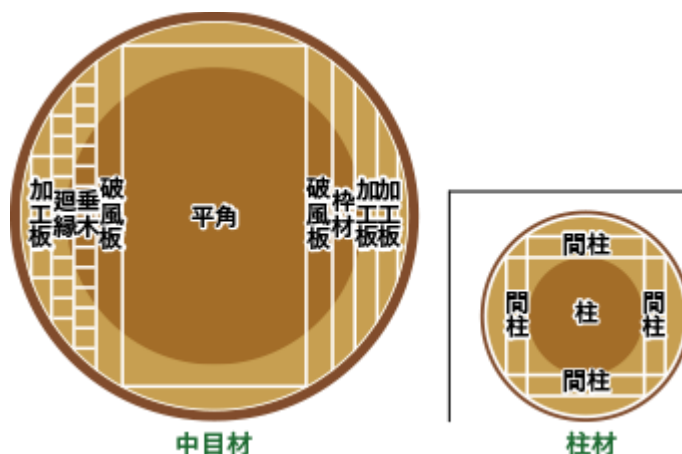
製材工場では、丸太を材木にする過程で多くの“くず”が発生する。丸太から適切な寸法、品質の木材を製材することを木取りと言うが、樹皮や材木化できない箇所(下図参照)、そして、こうした材木化するのに切削する工程で、「のこくず」や「かんなくず」などが発生する。同社では、このような木くずをすべてリサイクルしている。その用途は大きく3つに分けられる。

1つは製材工程で発生する廃棄物の10%を占める製材くず(いわゆる、のこくずやかんなくず)であるが、これらはすべて周辺の畜産家へ、牛舎の牛床用に販売している。

2つめは、円状の原木から角状の材木を切り出す過程(木取り)で発生する、外側の丸みがついた端材(背板)であるが、同社ではこれらを破砕加工してチップ化し、周辺の製材工場とともに設立した浮羽チップ販売組合(福岡県うきは市)から、大手製紙メーカーへ原燃料用として販売している。なお、背板は製材工程で発生する廃棄物の20%を占める。

3つめは、いわゆるサーマルリサイクル<sup>6</sup>であり、樹皮等はすべて同社の乾燥工程で用いる乾燥機の燃料として使用され、同社の製品の品質確保を支える役割を果たしている。今でこそ、このような製材工場で発生する廃棄物の再利用はかなりの程度進められているが、同社では2012年から製材くずを利用した木質バイオマスボイラーによる乾燥を行っている。

#### ▼木取りのイメージ



資料) 栃木県木材需要拡大協議会HP

### (2) 廃棄物のアップサイクルによる新事業開発

(1)に示したように、同社では、前述した用途以外で、製材くずを活用し、新事業に繋げる試みを計画している。

具体的には、新たに「企画開発部」を創設し、同部主導で製材くずを使ったスマホケースや、製材くずを樹脂で固めたうえで、スポイラー<sup>7</sup>やオーバーフェンダー<sup>8</sup>などカー用品を開発・販売する計画となっている。販路としてはネット通販を想定しているが、同社から200-300 km圏内の顧客のオーダーに対しては、オーダーメイドで、3D プリンターを使い、“一品もの”の商品を提供する予定である。このような取り組みは、廃棄物に新たな価値を与えて再生するアップサイクルという面以外にも、前述した新事業開発を担う新部署設置に伴うキャリア採用によってコグニティブダイバーシティの推進、同社の企業成長を通じた地域経済への貢献等、多くの領域においてポジティブなインパクトを与えうる取り組みとして評価される。

### (3) 「次世代に山を残す」取り組み

同社の事業継続・持続的な成長を担保するのは、需要はもちろん、原材料として使用する木材の供給が維持されなければならない。前述の通り、近年、木材の国内生産は、戦後から高度成長期に植林した木が伐期齢<sup>9</sup>に達していることで増加傾向にはある。しかしながら、林業は相当にロングスパンなビジネスで、30~50年後の供給力を担保するのに、今、取り組まなければならないことがある。それが、再造林である。

木材の国内生産が増加していることは、比較的、丸太の搬送の便がよく収益性の高い山林から、多くの木材が切り出されていることを意味する。そうした森林資源を利用したあと、再生産可能な状態にさ

<sup>6</sup> 廃棄物を燃やすときに発生する「熱エネルギー」を回収して利用するリサイクル方法。

<sup>7</sup> 自動車の揚力を減らすための車体外面の部品。

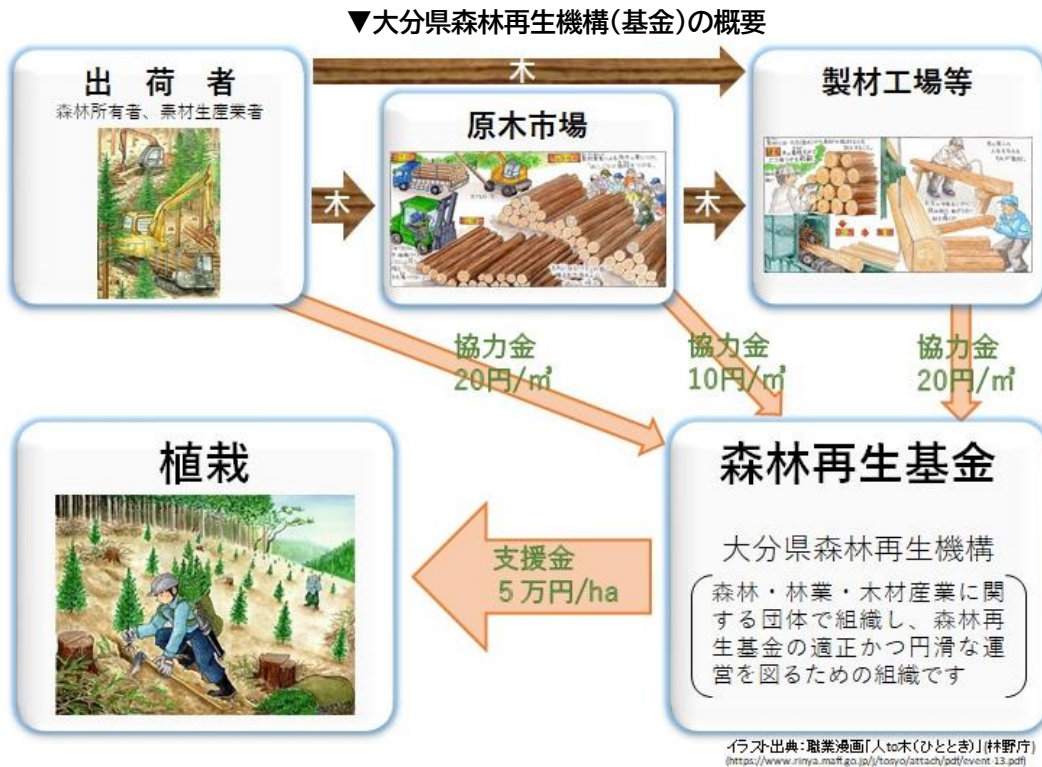
<sup>8</sup> タイヤを収めるためにボディを拡大するパーツ。

<sup>9</sup> 各地域における立木の伐採(主伐)の時期に関する指標。スギは35~40年。

れていなければ、「再生産可能」な資源とは見做せない。

前述した「山を守り、次世代に山を残す ～ただ伐採するだけが製材業ではありません」という理念からもわかる通り、同社では、前述の問題意識を抱えているものの、同社単独での取り組みでは地域の森林資源を次世代に残すことは難しいと判断し、林業を含めた地域の木材流通・製材業界全体で進める2つの取り組みに対し、積極的に関与している。

1つは、大分県森林再生機構(基金)による植栽への協力金の拠出である。図で示しているように、この基金は、木材のサプライチェーンに関わる地域の業界全体で、森林資源を守ろうとする取り組みで、東部産業では、大分県内の原木市場から仕入れた原木の材積量に対し 20 円/m<sup>3</sup>を拠出している。



資料)大分県森林組合連合会HP

2つめは、林業従事者の育成への取り組みである。前述した植栽だけでは、木材生産は維持できない。植栽後も間伐や下草刈りなど森の手入れを欠かさないことが、品質の高い木材を育てるのに重要であるため、うきは市と隣接する日田地区とその周辺地域の関係者によって 2023 年8月に設立された『日田森の担い手づくり協議会』へ、植林や育林を担う従事者育成を目的とし、仕入材積量に対し 5 円/m<sup>3</sup>の協力金を拠出している。



また、同社では今後、輸出拡大に向け、国際認証である PEFC 森林認証を受けた森林由来の木材を積極的に使用していく予定である。なお、PEFC 森林認証プログラムとは、持続可能な森林管理の促進を目指す森林認証制度で、“森林の生物多様性や生産性、再生性に関わる能力を維持しつつ、森林の果たす各種の機能を維持し管理することを目的”としているもので、PEFC 認証を受けた森林の原木を使用することは、「次世代に山を残す」取り組みとして評価しうる。

#### (4)排気ガス、CO<sub>2</sub> 排出抑制への取り組み

同社の事業プロセスによる環境への負荷は、木くずなどを有効活用している点で、かなりの程度、軽減されていると思われるが、丸太や製材工程間の搬送などに使う重機の動力源は 30 台のフォークリフト、及び3台のローダー(グラップル)すべてが重油である。

したがって、稼働に伴い化石燃料を使用しているが、問題はそれら重機から排出される排気ガスや CO<sub>2</sub> である。実際、同社が保有する 33 台の重機のうち、公道を走行しないバックホウ、フォークリフト、ブルドーザー等のオフロード車の排気ガスを規制するための「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)」が施行された 2006 年4月1日以前に製造された車両が6台ある。そのうち、2000 年以前に製造された重機4台を、2年に1台のペースで買い替え、排気ガス、CO<sub>2</sub> 抑制に取り組んでいく予定である。

以上の取り組みのほか、遊休地を有効活用するため、最大出力 100kW の太陽光パネルを、2014 年に設置し、全量、固定価格買取制度の下で売電している。

#### ▼日田森の担い手づくり協議会のミッションとアクション

**MISSION**

1. 「森の担い手」を増やします
 

人工林が多い日田の森は、適切な再造林によって環境問題の改善や林業の持続的発展を叶えることができます。  
日田の担い手づくり協議会では、林業技術の習得支援・就労支援・副業支援・独立支援などを通じて、仕事として「育林」「造林」を担う人を増やします。
2. 森を育むための「情報」を共有します
 

森林面積83%を誇る日田には、森や木とふれあえる多様な場があります。  
森は人の本能を呼び覚まし、心身を癒える多くの力を持っています。  
「森」「木」をキーワードに、日田で暮らす人々や興味関心層に対し、日田の森を学ぶ場や、楽しみ、関わるための情報を提供します。
3. 森を育むために「お金」を生かします
 

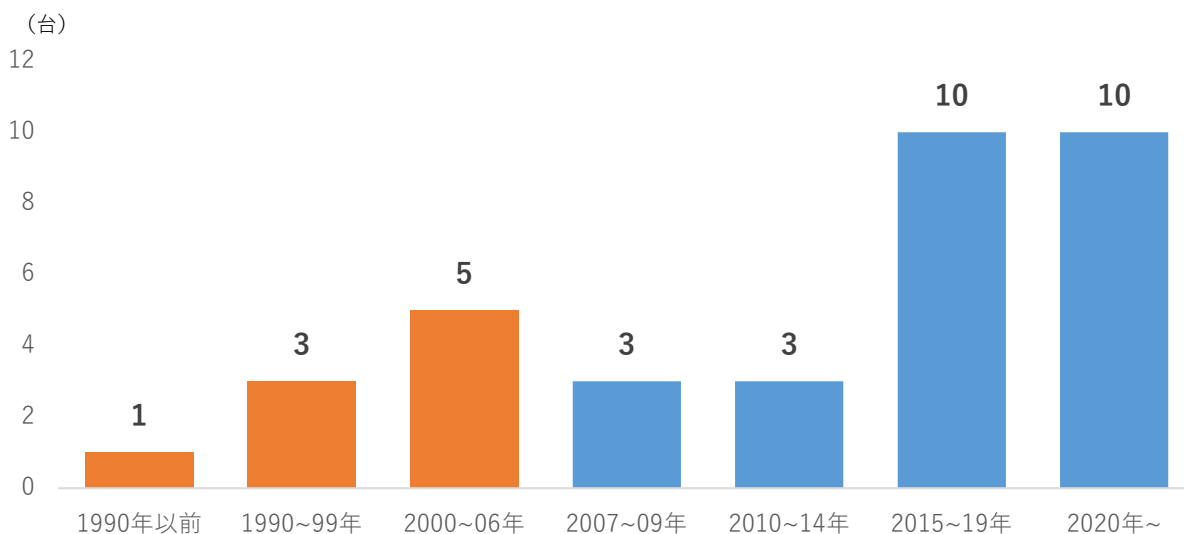
日田にある7つの原木市場や製材工場、林業関係者など、日田の森に関わる団体からの「協力を」を「森の担い手づくり」に生かし、「植林」「育林」などの再造林を通じて日田地区の森を未来につなぎます。

**ACTION**

- 植林や育林を担う従事者（副業または専業）の募集活動
- 植林や育林を担う従事者への技術習得支援
- 植林や育林を担う従事者への就労支援や独立支援
- 森や林業に関する情報発信および調査
- 日田の森に関わるファンや関係人口拡大
- その他、日田の森づくりに関する必要な活動





資料)日田森の担い手づくり協議会HP

#### ▼製造年別保有重機数





資料)東部産業提供資料より九経調作成

## 環境面の KPI

インパクトレーダーとの関連性	資源効率・安全性、廃棄物
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの抑制
テーマ	森林資源の持続的管理の支援 廃棄物の有効利用
取り組み内容	再造林(支援)から木質廃棄物リサイクルに至る循環型サプライチェーンの維持
SDGs との関連性	<p>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p> 
	<p>12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。</p> 
	<p>12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。</p> 
	<p>15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。</p> 
KPI(指標と目標)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2023年度以降も、再造林支援～乾燥工程に化石燃料を用いない循環型製材生産体制を維持する。</li> <li>・2030年度までにPEFC認証森林の木材取扱を管理・測定し、同認証森林の木材取扱量を全取扱量の20%へ高める。</li> </ul>



インパクトレーダーとの関連性	大気、気候
インパクトの別	ネガティブ・インパクトの抑制
テーマ	大気汚染物質の排出抑制
取り組み内容	新型重機導入による排気ガス抑制
SDGs との関連性	<p>9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。</p> 
	<p>11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> 
KPI(指標と目標)	・2030年度までに2年に1台のペースで新しい重機を導入し、オフロード法施行以前に製造された重機を減らし、排気ガスを抑制する。

## 2-3 社会・経済面での活動とKPI

### (1)木材乾燥機入による付加価値生産性の向上

2023年、同社では乾燥機を増強する予定である。

これまで、仕入れた原木の量に対し、乾燥機の処理能力が小さかったために、乾燥時間を短くし、高温で原木を乾燥せざるを得なかった。しかし、高温乾燥を採る場合、色味が悪くなるだけでなく、木材の内部割れが発生しやすくなり、強度が低下し、耐久性のない木材となってしまう問題が生じる。また、(一社)住宅医協会が九州大学の清水邦義研究室に依頼して行った研究によれば、高温乾燥は、低温乾燥に比べ調湿機能に劣り、香り成分も少ないという。

こうした生産工程上、やむなく行っていた高温乾燥に付随する課題を解決するために乾燥機を増設し、低温長時間(低温乾燥)で、強度の高い材を増やすことを企図している。

なお、同社では、この対応により、品質の高い木材を生産でき、月間500万円ほど付加価値(≒粗利益)が増加すると見込んでいる。低温乾燥は強度のみならず、調湿機能が高く、香り成分も多いということがより明らかになれば、他の製品との差別化できる「特色JAS<sup>10</sup>」として評価され、より付加価値の高い製品を生み出す可能性もある<sup>11</sup>。

このような付加価値生産性向上の取り組みは、同社の企業価値のみならず、周辺地域における森林資源の価値を高める取り組みとして、経済収束のポジティブ・インパクトの促進するものと評価される。

### (2)新事業開発/新市場開拓による企業成長への取り組み

前述の通り、国内の製材用材需要量は長期的に減少傾向で、2021年の需要量はピーク(1989年)時の、約6割近傍で停滞している状態となっている。

同社では、長期的観点での最も大きな事業リスクを、こうした需要の停滞・減退と捉え、製材くずを利用したスマホケースやオーダーメイドでのカー用品開発・販売を予定していることは前述した通りである。この取り組みは、木材の用途開発として位置づけられる。

また、同じく長期的観点として、木材輸出需要の拡大を機会だと捉え、2030年度までには輸出比率を20%まで高めたいとしている。この取り組みは国産木材の海外市場開拓として捉えられる。

いずれの取り組みも、長期的な観点からの取り組みとして、同社の事業の継続性を高め、地域経済への持続的貢献を目指す取り組みとして評価される。

<sup>10</sup>伝統的な方法で生産された製品や付加価値のある製品などに認められ、他の製品との差別化可能性を高める規格。

<sup>11</sup>一般社団法人 住宅医協会 HP 参照

### (3)多様な人材開発


前述の通り、同社では、今後女性でも従事可能な職域を開発し、社員の女性比率を2023年度の4%から、2030年度までに15%に高めたいとしている。


また、同社の事業継続性に不可欠となる人的資本として外国人材を位置づけ、「木材加工」が技能実習制度 移行対象職種・作業に認められ次第、外国人技能実習生を増やし、実習生に対しても前述の資格・免許取得を勧奨していきたいと考えている。

その他、また、前述した新事業(詳細は後述)への取り組みと新しい部署(企画開発部)の創設に併せ、「製材関係とは違うキャリアを有する人材」を採用する意向を有している。

以上のように、性別や国籍といった「デモグラフィック(表層的)ダイバーシティ」の推進のみならず、「コグニティブ(深層的)ダイバーシティ」も推進し、企業組織の強化を図っていく予定である。

#### 社会・経済面の KPI

インパクトリーダーとの関連性	経済収束
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	地域経済への貢献
取り組み内容	新事業開発と輸出拡大による企業成長への取り組み
SDGs との関連性	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。 
KPI(指標と目標)	・2030年度までに「企画開発部」を設置し、同部による新事業の売上1,000万円を達成する。 ・2030年度までに製材販売量の輸出比率を20%とする。

インパクトリーダーとの関連性	雇用、包摂的で健全な経済
インパクトの別	ポジティブ・インパクトの増大
テーマ	職場でのダイバーシティの推進
取り組み内容	女性、外国人、非製材関連人材の登用
SDGs との関連性	5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 
KPI(指標と目標)	・2030年度までに正社員の女性比率を15%にする(2023年現在4%)。 ・2030年度までに「企画開発部」設置に併せ、他業界でのキャリアを有する人材を採用し、コグニティブ・ダイバーシティを推進する。

### 3. 包括的分析

#### 3-1 UNEP FIのインパクト分析ツールを用いた分析

UNEP FIのインパクト分析ツールを用いて、網羅的なインパクト分析を実施した。その結果、ポジティブ・インパクトとして「住居」、「雇用」、「包摂的で健全な経済」が、ネガティブ・インパクトとして「雇用」、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」が特定された。

#### 3-2 個別要因を加味したインパクト領域の特定

東部産業の個社要因を加味して、同社のインパクト領域を特定した。その結果、同社のサステナビリティ活動に関連のあるポジティブ・インパクトとして、社員への免許・技能資格取得を自社負担で行っていることを確認できたため「教育」を追加したほか、固定価格買取制度の下で太陽光発電を行っていることから「エネルギー」を追加した。また、製材工程で発生する廃棄物を燃料に活用するのみならず、より価値を高めた製品に展開する取り組みを計画していることから「資源効率・安全性」と「廃棄物」もポジティブ・インパクトとして追加した。そして、これら廃棄物から開発した商品の販売や製材品の輸出拡大が地場の木材活用を通じ、地域経済活性化に寄与すると考えられるため、「経済収束」も追加している。

ネガティブ・インパクトとして、労災防止の発生を抑制する取り組みを行っているため、「健康・衛生」を追加した。また、製造年が排出ガスを規制するオフロード法施行前の比較的古い重機を多く保有しているが、今後、これらの重機を計画的にリプレイスし、排気ガスやCO<sub>2</sub>抑制に向けて取り組むことが確認できたため、「大気」を追加した。

#### 【特定されたインパクト領域】

	UNEP FI のインパクト分析ツール により抽出されたインパクト領域		個別要因を加味し 特定されたインパクト領域	
	ポジティブ	ネガティブ	ポジティブ	ネガティブ
入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質 (一連の固有の特徴がニーズを満たす程度)				
水	○	○	○	○
食糧	○	○	○	○
住居	●	○	●	○
健康・衛生	○	○	○	●
教育	○	○	●	○
雇用	●	●	●	●
エネルギー	○	○	●	○
移動手段 (モビリティ)	○	○	○	○
情報	○	○	○	○
文化・伝統	○	○	○	○
人格と人の安全保障	○	○	○	○
正義・公正	○	○	○	○
強固な制度・平和・安定	○	○	○	○
質 (物理的・化学的構成・性質) と有効利用				
水	○	○	○	○
大気	○	○	○	●
土壌	○	○	○	○
生物多様性と生態系サービス	○	○	○	○
資源効率・安全性	○	●	●	●
気候	○	●	○	●
廃棄物	○	●	●	●
人と社会のための経済的価値創造				
包摂的で健全な経済	●	○	●	○
経済収束	○	○	●	○

### 3-3 特定されたインパクト領域とサステナビリティ活動の関連性

東部産業のサステナビリティ活動のうち、女性や外国人比率を引き上げていく取り組みほか、コグニティブダイバーシティを意識した人材の登用を目指している点は、「雇用」と「包摂的で健全な経済」のポジティブ・インパクトを促進する取り組みとして評価した。

その他、製材工程で発生する木くずを、自社の燃料用に使用するのみならず、加工した上で、畜産家や製紙工場へ販売していることや、木くずを利用してカー用品などの新事業開発を手掛ける取り組みは、「資源効率・安全性」「廃棄物」「経済収束」をポジティブ・インパクトとして評価した。また、海外市場の開拓は、新規事業開発と併せて、同社の成長と地域経済への貢献が期待されることから、「経済収束」のポジティブ・インパクトとして評価した

一方、ネガティブ面においては、労災ゼロに向けた取り組みが「健康・衛生」、新型重機導入の取り組みが「大気」へのネガティブ・インパクトを抑制すると評価できる。併せて企業理念を具現化した取り組みである再造林(支援)から木質廃棄物リサイクルに至る循環型サプライチェーンの維持に関わる取り組みは、「資源効率・安全性」、「気候」、「廃棄物」のネガティブ・インパクトを抑制する取り組みとして評価した。その他、「雇用」のネガティブ・インパクトについては、現在の制度の中で従業員の休日を最大限確保したい意向はあるが、時間外労働時間数、及び有給休暇の消化率など法定の基準をクリアしているため、KPIは設定していない。

### 3-4 インパクト領域の特定方法

UNEP FI のインパクト評価ツールを用いたインパクト分析結果を参考に、東部産業のサステナビリティに関する活動を同社のHP、提供資料、ヒアリングなどから網羅的に分析するとともに、同社を取り巻く外部環境を勘案し、同社が環境・社会・経済に対して最も強いインパクトを与える活動について検討した。そして、同社の活動が、対象とする営業地域やサプライチェーンにおける環境・社会・経済に対して、ポジティブ・インパクトの増大やネガティブ・インパクトの抑制に最も貢献すべき活動を、インパクト領域として特定した。

#### 4. 地域経済に与える波及効果の測定

東部産業が本ポジティブ・インパクト・ファイナンスのKPIを達成することによって、製材用材の需要が減退している中であっても、2023年4月期の売上高18億円を、7年後(2030年度)も維持することを目標として掲げている。

このような同社の事業による地域経済への効果を、「福岡県産業連関表(106部門表)」を用いて試算すると、現在、そして目標としている2030年度の売上高(18億円)によって、雇用者所得増(5.7億円)による消費増(3.0億円)なども含め、福岡県へ計24.9億円の経済波及効果があるものと試算される。

このうち、売上18億円は同社に帰属する効果であるが、6.9億円(=24.9億円-18億円)は社外への経済波及効果である。

なお、この24.9億円の経済波及効果(生産誘発額)は、12.4億円の付加価値を生み、そのうち5.7億円は雇用者への所得となる。このようなメカニズムによって、地域内に各種需要が喚起され、その経済効果は幅広い産業へ及ぶこととなる。

(百万円)

	生産誘発額	うち粗付加価値誘発額	
		うち粗付加価値誘発額	うち雇用者所得誘発額
第1次波及効果	2,249	1,082	511
第2次波及効果	241	158	59
合計	2,490	1,240	570

第一次波及効果は同社の売上と同社の生産増に必要な原材料やサービス需要による効果

第二次波及効果は、第一次波及効果で誘発される生産増に伴い増加する雇用者所得がもたらす消費需要による効果

波及効果の倍率 **1.38** 倍

※波及効果の倍率は、生産誘発額の合計/同社の売上

産業別にみた経済波及効果は、同社の産業である「木材・木製品」が大きい。その他、「商業」、「林業」、「道路輸送(自家輸送を除く。)」など、同社がもたらす生産と需要が広く波及するものとみられる。

順位	産業部門	金額 (百万円)	順位	産業部門	金額 (百万円)
1	木材・木製品	1,800	6	自家輸送	40
2	商業	89	7	金融・保険	36
3	林業	69	8	その他の対事業所サービス	35
4	道路輸送(自家輸送を除く。)	41	9	自動車整備・機械修理	35
5	電力	40	10	住宅賃貸料	19



## 5. マネジメント体制

東部産業では、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに取り組むにあたり、プロジェクトチームを結成した。最高責任者として村田 充 代表取締役社長を中心に、自社の事業活動とインパクトとの関連性、KPIの設定等について検討を重ねた。

本ポジティブ・インパクト・ファイナンス実行後においても、村田 充 代表取締役社長を最高責任者とし、製造部 上津原 仁志 総括工場長を実行責任者として、全従業員が一丸となり、KPIの達成に向けた活動を実施していく。

最高責任者	代表取締役社長 村田 充
実行責任者	製造部 統括工場長 上津原 仁志

## 6. モニタリングの頻度と方法

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスで設定した KPI の達成および進捗状況については、西日本シティ銀行と東部産業の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に1回実施するほか、日頃の情報交換や営業活動の場などを通じて実施する。

西日本シティ銀行は、KPI達成に必要な資金およびその他ノウハウの提供、あるいは西日本シティ銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI達成をサポートする。

モニタリング期間中に達成したKPIに関しては、達成後もその水準を維持していることを確認する。なお、経営環境の変化などによりKPIを変更する必要がある場合は、西日本シティ銀行と東部産業が協議の上、再設定を検討する。

以上

### 本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、九州経済調査協会が、西日本シティ銀行から委託を受けて実施したもので、九州経済調査協会が西日本シティ銀行に対して提出するものです。
2. 九州経済調査協会は、依頼者である西日本シティ銀行および西日本シティ銀行がポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する東部産業から供与された情報と、九州経済調査協会が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな評価を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

<評価書作成者および本件問い合わせ先>

公益財団法人 九州経済調査協会  
調査研究部 部長 片山礼二郎

〒810-0004

福岡市中央区渡辺通2-1-82電気ビル共創館5階  
TEL 092-721-4905 FAX 092-721-4904